

27農農第203-3号

平成28年2月5日

豊前市監査委員 初山 吉治 様

豊前市監査委員 鈴木 正博 様

豊前市長 後藤 元秀

(農林水産課)

定期監査等の結果について(回答)

平成27年12月に実施されました定期監査等においてご指摘いただきました事項について、下記のとおり回答いたします。

記

1. 工事等請負契約について

ト仙の郷客室増築工事等請負契約について、工事起工何で技術部門との協議がなされていない。工事の起工にあたっては、積算基準、積算資料等が基準に基づき適正に執行されなければならない、職員の配置状況によっては作成される書類に差が出るものと思われる。そのため、チェック体制として、経験を積んだ専門的知識を有する職員と協議を行う仕組みを作るなど、今後、技術部門との連携がスムーズに行える組織作りに取り組むことを要望する。

【措置内容】

ご指摘の通り、専門職員との協議が十分ではありませんでした。今後、建築工事等設計、事業発注が困難なものについては、「事業事務連絡会議」で受託して頂ける課と調整を行っていきます。

2. 業務委託契約について

① 新規就農後支援対策委託について

新規就農者の就農後支援においてJAが行う支援、指導について委託契約を行っているが、委託業務の詳細及び委託金額の積算根拠が不明瞭である。

本来、委託契約は、地方公共団体の事務事業の実施を他の者に委託し、その対価（委託料）を受託者に支払うことであり、委託料は委託契約に基づく反対給付（業務の履行等）が前提となる。また、補助金の交付対象は地方公共団体の事務事業ではなく、公益性等の観点から助成することが必要と認められたものという位置づけである。このことから、本業務が委託業務であるか補助金の対象となるのかを再度検証されたい。

【措置内容】

現在、本業務は委託契約の形で、事業実施を行っています。今後は、委託業務の契約金の根拠や積算金額を明確にしていきたいと思います。また、事業の性格上業務委託で行うべきか、補助金の助成として実施すべきか検討していきます。

② 水産資源PR等促進事業について

事業委託契約において、契約書で「全額前払いとする」と定めているため、委託料全額を年度当初に全額前金払により支払われている。地方自治法施行令第163条第3号及び豊前市財務規則第65条第3項の規定により、委託料を前金払するには、「前金で支払をしなければ契約しがたい請負、買入れ又は借入れに要する経費」であることが前提であるとされているが、本契約では、その根拠となるものの確認が行われていない。前金払の必要性、支払時期を検討されたい。

【措置内容】

本業務は、豊前海産の水産物のPRや漁業に関する専門的見地からの分析・アドバイス等について委託しており、現在整備中の水産振興施設のオープン後は、これまで以上に必要な業務となります。そのため、今後の契約の際は、前金払いの必要性、支払時期等を検討し、財務規則に基づいた適切な処理を行います。

③ 契約保証金について

契約保証金の減免は、豊前市財務規則第116条により定められているが、各契約書において契約保証金の記載が無いもの、免除に関する書類が不備なものなど不適切な運用と思われるものが散見する。

特に、同条1項第3号による免除は「その者が過去2年の間に市及び国（公社・公団を含む。）又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履

行しないこととなるおそれがないと認められるとき。」となっており、当市の運用においては、履行証明書の添付を義務付けているところであるが、書類の添付がなされていない。契約保証金は、履行を担保するものであり、免除するに当たっては、その根拠理由を明確にすべきであるため、今後は、法的根拠について内容を十分検討の上、適正に運用されたい。

【措置内容】

ご指摘の通り、履行証明書の添付がないなど適正でない処理がありました。今後、財務規則に基づいた適正な処理を行います。

④ 予定価格の設定について

複数の随意契約において予定価格の設定が無いものが見受けられる。平成26年度行政監査においても指摘しているところであるが、随意契約においては、特定の相手と担当者の裁量行為で契約を締結することとなるので、価格の妥当性を確認した上で、市の不利益とならないよう適正な予定価格を設定する必要があり、予定価格なしで見積書を徴しても、見積合せも出来ず見積書に準じた契約となり適正価格の判断が困難となる。

契約に対する透明性、公平性、及び効率的な予算執行を推進する観点から、契約金額等の情報を可能な限り収集し、契約金額の妥当性の確保を図るため、適切な予定価格を設定するよう要望する。

【措置内容】

随意契約で予定価格の定めのないものがありました。

財務規則を遵守し、必要な見積書を徴し、予定価格を定めます。

3. 貸付金について

水田農業推進協議会貸付金は、消費貸借契約により貸付けを行っているが、根拠規則等の整備が行われていない。そもそも地方公共団体が実施する貸付金制度は、各種団体・企業の活動促進・産業振興等のためなど、特定の行政目的を達成するために行われるものであり、公益上の必要性・有効性が存することを基礎とするものである。

貸付金の必要性を十分に精査し、また、貸付制度を行うためには、条例、要綱等整備が必要となることを踏まえ、今後検討されたい。

【措置内容】

現在、財務課と協議を行い、条例、要綱等の整備を検討中です。また、水田農業推進協議会の事業実施が4月には開始されているため、県に補助金交付決定を一日でも早く決定していただくよう強く要望いたします。

4. 補助金について

補助金は、地方自治法第 232 条の 2 において、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定されている。その公益性は、各地方公共団体の責任において判断されることから、社会情勢の変化や時代の変遷による市民の行政ニーズに的確に対応するために、当該地方自治体における政策や施策を実施するための有効な行政ツールとして、絶えず必要性が検証・見直しされるべきである。

今回、監査の対象となった補助金の中に要綱等が整備されていないものが見受けられた。補助金は、市民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることから、法令及び予算で定めるところに従って公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。

そのため、補助金の交付目的、対象範囲、率、額等を明示した補助金実施要綱を整備すると共に、実績報告等の確認を徹底し、補助事業の適正化を図られたい。

更に、補助金は、役務提供等を伴わない一方的な支出であることから、毎年度交付される団体にとっては既得権益化されやすい傾向にあるため、補助金が補助目的に従って使用されているか、交付条件が遵守されているか及び交付内容に応じた補助効果が確保されているかなど、行政として絶えず的確に把握することを要望する。

【措置内容】

今後は、関係課と協議し、補助金の交付目的、対象範囲、率、額等を明示した要綱を整備します。また、実績報告等の確認を徹底し、補助効果の把握に努めます。

5. 施設使用料及び占用料について

漁港施設の許認可業務（プレジャーボート）において、使用期間の記載や更新手続きが行われていないものが散見した。これは、前回平成 23 年度定期監査においても指摘されているものでもあり、豊前市漁港管理条例に基づく適切な処理に向けて、早急な事務手続きの見直しを行われたい。

【措置内容】

今後は、許認可関係の資料を再度精査し、豊前市漁港管理条例に基づいた適切な処理を行います。